

先例と時代区分

——『台記』にいたるまで——

坂本 賞三

一 王朝貴族の日記に記された先例

王朝貴族の日記が現在まで残されてきたのは、それが宮廷年中行事の先例を記していたから後代の貴族が必須の参考文献としたためである。ではその王朝貴族の日記に先例はどのように記されていただろうか——先例がどのように記されていたかといってもさまざま意味があるけれども、いままでこのような問題が検討されたことはあまりなかったのではなからうか。本稿は先例を歴史的にみようとすることが日記の記載にどのようにあらわれてきているかという関心から一つの問題をとりあげてみようと思う。

まずはじめに、日記の記載における先例のとりあげ方について、とりあえず次のような三種類に分類することにしよう。

- (A) その日その日の行事故録をただ記しただけのもの。
- (B) 行事故録を記す中で、ときどきその先例を記したもの。
- (C) 行事故録を記す中で、現在行っていることと先例が相違した問題

から要請された先例の歴史の変遷を記したもの。

このように分類しても、(B)や(C)で先例を記したものが他人の言(外記の勘申とか、他の貴族の発言とか)を記しただけのものか、記主自身の発言とか感想を記したものか、は同一視できないわけだが、いまそのよ

うな区別をこの分類に加えると複雑になるので、そのような区分をとりいれるのは個々の日記をとりあげる際に、ということにしておきたい。

さて右に述べた(A)・(B)・(C)の分類は、本稿主題の日記記載の先例を歴史的に考えてみようという問題に入っていくために立てたものであるが、実はこの問題からみて絶好の日記がある。それは藤原頼長の『台記』である。彼は僅か十三歳で権中納言に任ぜられ、二年後に権大納言、さらにその二年後の保延二年(一一三六)の年末十二月九日に十七歳で内大臣に任ぜられた。もともと彼は「予聊遊心於漢家之經史、不停思於我朝之書記」(後掲)と自身で記したようにもともと「漢家之經史」に興味を持っていたのだが、十七歳で内大臣に任ぜられるようになる中で当然ながら王朝宮廷行事についての知識が要求されたことから、自分の日記に日々の行事故録を書きとめて備えておく必要があった。現存『台記』は保延二年十月から残されているが、前述のようにこの年の十二月九日に内大臣に任ぜられて、その行事故録も詳細に記されている。すでに権中納言から権大納言となっていたのだからそれまでも王朝宮廷行事の故実を学ぶ努力をしていたのであろうし、保延二年の日記にも父忠実さらに兄忠通からさまざまなことを教習したことを記しており、また先任の内大臣であった藤原宗忠ほかの人々からも教えを受けたことを記している。「漢家之經史」にうちこんでいた素質もあつて、保延年間の記事は全体として(A)型の記載である中で、先例についての問題で僅かながら自身

の見解を日記の中に記すようになっていた。しかし「漢家之経史」については、康治元年（一一四二）四月廿八日条で「今卿士皆以不学経史、国家滅亡豈不宜哉」と記して、いまの貴族たちが大陸の「経史」を学ばないのを非難していた。

ところがその康治元年の年末十二月卅日条に「去年固閑・讓位并今年御禊・大嘗会等事、引勘旧記并諸家日記・代々記文等」できるかぎりの史料を集めて整理し巻軸として子孫に残そうとしたとき、「予聊遊心於漢家之経史、不停思於我朝之書記」と反省し、子孫で中国の経史を好むのはかまわないが、そうでなければ早く「倭国旧事」を習え、と記した。この反省はそのあと天養元年（一一四四）九月一日条でも「余、不学我朝政事之所致、可恥々々」とみえる。また日本の故事に通曉した先輩に敬意をもって、藤原伊通について永治二年（一一四二）二月十六日条に「新大納言有功日記之人也」と、翌康治二年五月廿五日条では「件卿雖暗漢家之経史、能明我朝書記之故也」と、久安三年（一一四七）六月十七日条でも「伊通卿件人多見我朝古記」と記して学ぼうとする態度を示している。なお後にこの藤原伊通の娘呈子が忠通の養女となって入内しようとしていることを聞いた頼長は、すぐさま法皇に消息を送って多子立后を願った（久安六年二月七日条）。

すでに「漢家之経史」に傾倒して学問的な経験を積んでいた頼長は、当初は学ぶことに専念していたが、まもなく自分の目でみて自分の意見をもつようになっていった。先例については、(A)型だったのが(B)型をへて(C)型に至ったのである。『台記』の記載から頼長のこの進展過程をたどる仕事は今後の課題としたい。

ところで一般的に王朝貴族の日記で(C)型すなわち先例の歴史の変遷を自分のものとして日記に記すまでに至っているのは、限られた日記でしかみられない。先例ということは広く関心を集めたことだったけれども、その歴史まで自身の意見をもつに至るのは素養と蓄積とが必要であった。『台記』はこのことを進展過程からうかがうことができる貴重な日記で

あった。

のみならず『台記』は、先例の歴史の変遷に関して注目すべきできごとがあった形跡をよく示している貴重な歴史史料でもあったのである。本稿はこの先例の歴史の変遷に関するある問題を取りあげながら、『台記』がそこでどのような貴重な証言をしてくれるか、をみていこうとするものである。

二 先例と「上古」・「中古」

『台記』の先例のとりあげ方で注目されるのは、そこでとりあげる先例とは原則として延喜以後の先例だということである。前節で引用した康治元年十二月卅日条の記事で「引勘旧記并諸家日記・代々記文」と記して「国史」を記していない。すでに『西宮記』や『北山抄』では六国史の記事を先例として引用する場合は「国史」と記しており、『小右記』でも長元年間に入ると先例で「国史」と記されたものが頻出する（同記では長元年間に入るより前には正暦二年九月十六日条（逸文）でみられただけであった）ように、「旧記」・「日記」・「記文」をあげるなら当然「国史」もあげるべきところだがここでは記されていない。「旧記」に含められたのではないかといわれるかもしれないが、「旧記」は「日記」とは別に使われているもので、「国史」を含んだ用語ではない。

本節冒頭で述べた『台記』でとりあげている先例は原則として延喜以後のものだということとは、『小右記』やその他の撰関期の諸日記でとりあげている先例と比較してみるとよくわかる。撰関期の諸日記でとりあげられるものなら六国史のものが多いとはいえないが、とりあげることができものなら六国史のものも当然とりあげるのである。しかるに『台記』では仁平元年（一一五一）二月十日条で、ある問題の先例の検討が進められていった中で大外記師業が先例を検ずるにとり「天長御代」

(淳和天皇)の藤原緒嗣が大納言のときの事例をあげたものが六国史時代のものであっただけで、あと寛平年間のものが二例あったほかは、延喜より前の先例はないのである。右の「天長御代」のものも、主題の先例(延喜以後のもの)を議論していくうちに枝分かれして派生してきた問題で大外記が先例としてあげたものなのであった。

そのことは、『台記』では「上古」と「中古」とが明確に区別されたものとして使われているのに対して、撰関期の諸日記、とくに「上古」・「中古」をよく使う『小右記』では「上古」と「中古」の意味・区別がまことにあいまいであったことも関係があったのである。本節では以上述べたような問題を考えていこうと思う。

ここで一言しておかなくてはならないのは、これからとりあげようとする「上古」や「中古」という時代区分用語の使い方は、(後述する「上古」と「中古」との時代区分が固定されて定着するまでの時期において)どの日記でもすべてに見出されるわけではなく、前記の(C)型の日記(それも記主自身が先例の歴史の変遷に関心をもつに至っているもの)にとくにみられるものだ、ということである。このようなことから以下『小右記』・『帥記』・『中右記』そして『台記』を時代順にとりあげようと思う。

まず『小右記』であるが、本稿の問題視角から次のように要約できる。

(1) 「上古」と「中古」とは、両者の間に明確な境界があったわけではなく、記主実資が今からみて遠い過去だと感じたものを「上古」、比較的近い過去と思ったものを「中古」と記したにすぎない(このような性格はそれまでずっと続いて使われてきたものであった)。だから「上古」と「中古」とが同じ文中で対比されて使われることがない。もし昔と現今とを対比するのであれば(「往古」「往昔」などと共に)「上古」と「近代」とが対比して記されるのであって、それがごく一般的であった。ただしある特定の主題で、遠い昔と、中

ごろと、近時とを並べて記す際には、その中ごろに「中古」が使われる場合があり(なにも「中古」だけでなく「中間」などの用語もよく使われるのだが)、そのようなときに使われた「中古」ははっきり区別しなければならぬ。『小右記』にもそのような特定主題としての「中古」が一例みられる(後述)。

(2) (C)型で先例の歴史の変遷に関心をもったのは、行事で先例と現行のものが相違したときその何れをとるべきかという問題が次々に生じてきたからである。『小右記』でも、先例を採ったり、逆に現行のもの(「近例」)を採ったりして、けっして一様ではなかった。が後述のように『小右記』では、遠い昔の先例をいまだき議論にとりあげるのはいかかなものかという記事がみられるようになってきた。

まず(1)について。『小右記』では「中古」は僅かであって、「上古」が多いのだが、その「上古」もただ遠い昔と感じて使ったにすぎない。後に『中右記』の時代に延喜を境界として「上古」と「中古」とを固定的に区分するようになるのだが(後述)、しかし『小右記』では十世紀に入った事例でも「上古」と記したものがあつた。万寿元年(一〇二四)十一月二日条に不勤佃田解文で阿波国の開発田が僅か一段余であつたのをとりあげた実資が「上古返不満町之解文令改進、近代無其咎、然而一段余何如(下略)」と問うた。不勤佃田解文の制で一町に満たない開発田解文を改進させることは『北山抄』所収『貞信公記』天慶五年(九四二)九月十日条にみえるので、十世紀にも行われていた明証である。それを「上古」と記したのは、『小右記』ではまだ「上古」の下限などなくあいまいなまま遠い昔とされることもあつたことを示している。

いっぽう「中古」は、長元三年(一〇三〇)八月廿六日・廿九日条のように「中古」というのが「一条院最初間例」をさしているように僅か四十年ほど前をさしていたり、天元五年(九八二)二月四日条のように

秀才が検非違使宣言を受けた例が「中古以来」みられないといったものである。万寿元年二月十六日条のものは、稲荷使に任せられた事例(特定主題である)で「遠」↓「中古」↓「近」という中で、「中古」と記されたものであるからここでは除外する。以上みただことからわかるように『小右記』の「上古」と「中古」とはおのおの漠然と遠い昔・近い昔という感覚的な意味で、明確な境界による区分など存在しなかったのである。

しかしながら『小右記』においても長元年間に入るとにわかにある変化がみられるようになる。それは(a)先例で六国史を使うときは「国史」と記したものが急に増加してくること、(b)先例で「延喜以後」と記したものが僅かながら現れてくること、である。

(a)「国史」と記したものが急増するというのをいくつか例示しよう。長元二年八月二日条に出雲国降雪で「可勘国史・日記」と大外記に命ぜられ、その大外記の勘申でも「右件国史・日記等」と記され、長元四年九月廿二日・廿三日条で「仍尋勘国史、不見子細、引合局記可勘申」とか「引合国史・日記等」とあるように「国史」が「日記」と相対して記されている。長元四年八月八日条で大外記文義が「検国史：同国史云々」と勘申し、同月十日・廿日条で「在国史」とあるように「国史」を検索することが特記されるのであった。そしてこのようなことが後述の『中右記』で先例を列挙する際に「国史以後」とした事例につながっていったと考えられる。

このことに関連して同じく『小右記』長元年間に入って先例について「延喜以後」と記した事例が二回みられることが連想される。一つは長元四年七月十七日・廿三日条に相撲召合坎日の先例について「延喜以後已無所見」と「延喜以後無坎日例」とあるもの、もう一つは長元四年八月十七日条の「可見延喜以後局日記」である。これらは何故に「延喜以後」という条件がつけられたのであろうか。これは事例が少ないので個

別の背景を調べなければ速断はできないだろうが、後述する白河院の指示をうみ出す素地が芽生えはじめたものであったならば、注目すべきであろう。

さてこのようにみてみると、前記(2)に立ち入らなければならなくなる。(2)で述べたように『小右記』の時代にはすでに先例と現行のものが相違して、先例を採ったり現行のものを採ったりしていたが、その議論の中で長徳三年(九九七)七月五日条に記された記主実資の個人的意見として、文徳天皇の代の事例をあげているけどそのような「上古例」ととりあげてよいものだろうかと日記に記している。そして寛仁元年(一〇一七)十二月十三日条では、諸卿たちが遠い昔の元慶などの例でなく近くの天祿の例によるべきだろう、といったと記している。このような先例をどのように取り扱うかが問題になってきた中で先例の歴史の変遷が研究されるようになってきた。

『小右記』と同時代の人である藤原公任の『北山抄』(院政期の日記には『四条大納言記』なども記されている)では、「貞観以後(また前)・「承平以来」・「寛平以後」・「天慶以後」などなど先例となる事例が確認される範囲を示した記述が数多く記されている。このことに示されるような先例の歴史の変遷の研究を大きく前進させた公任の『北山抄』の功績は大なるものがあつたといわなければならない。また公任が著した歌論書『新撰髓脳』には「貫之、躬恒は中比の上手なり」と「さるをなむ中比よりはさしもあらねど」と二度「中比」が記されている。

日本では古くから「中ごろ」ということがいわれていたが、大陸文化の時代区分の三分用語を受容して日本で使うようになってからはこの「中ごろ」を「中古」と記すようになり、「中古」以前を「上古」と記すようになった。もともといつからを「中ごろ」というかは(特別なできごとでもない限り)あいまいなもので、先述のように日本で使われた「上古」と「中古」も漠然とした感覚的なものだったと思われる。が公

任が和歌の歴史を述べるにあたって古今集の時代を「中比」といったのは、意味があつたと思われる。公任は『北山抄』巻三で不堪佃解文の制度を記している。この不堪佃解文の制は固定された国ごとの公田数（『北山抄』であげている例では播磨国の「本田二万四千四百餘丁」）が基本になっているが、そのような固定された国ごとの「本田」が定められたのは十世紀に入ってからである。実際に『北山抄』で列挙されている「不堪解文」の実例は延喜二十一年（九二一）十二月十四日のものをはじめで、以下承平六年（九三六）六月・天慶四年（九四一）七月二十五日のものが続き安和元年（九六八）八月二十五日のものまで十一例があげられている。これは十世紀初期に行われた地方行政制度の改革が不堪佃解文という制度によつて中央政府に結びついたものなのであるが、公任はその事実を十分承知した上でこのような記載をしたのである。公任が『新撰髓脳』で書いた「中比」は文学的な感覚の所産であろうけれども、その内容はかなり後述の白河院が指示したものに近かつたのではなからうか。

『小右記』と同時代の人である公任の著作は『小右記』を考える上で重要な位置にあると考えられる。前記(2)の考察でこのことがよくわかるであろう。

次に『小右記』のあと『中右記』の記事がはじまるまでの約五十年間の日記史料乏少期にあつて、「兼倭漢之学、長詩哥之道、加之管絃之芸、法令之事、能極源底」（『中右記』承徳元年閏正月廿七日条）と評された源経信の日記『帥記』をとりあげなければならぬ。同記では「上古」と「中古」が記主経信の発言や意見の中で使用されているのだが、そこでは一例だけであるが承暦四年（一〇八〇）七月廿一日条で「上古御画例非不候、而中古以来多以不候」と「上古」と「中古以来」とが同一文中で対比して記されたものがある。このような形で記されたものは、「上古」も「中古」もそれぞれ感覚だけで使っていた『小右記』までの

日記ではみられなかった（あらためて確認しておくが特定主題の「遠」―「中古」―「近」のようなものをもちこんではならない）。ではこの対比は後述の白河院の指示と同じものだったであろうか。承暦四年八月廿五日条で高麗国医師問題について経信が「上古彼国申請事等不被必裁許時候云々」と発言したことを記している。高麗建国は九一八年であるが、ここで「上古」といつているのである。まだ白河院の指示のように明確な区分を意識しているのではなかったけれども、すでに「上古」と「中古以来」とを対比するまでに至つていたのであつた。

次は『中右記』である。同記の天仁元年（一一〇八）十月十一日条に「中古」と「上古」の区分についての白河院の指示が記されているので、まずはじめにこの記事を取りあげ、そのあとその前と後とをみていくことにしようと思う。

まず天仁元年十月十一日条であるが、この前日、（鳥羽天皇即位による）大嘗会御禊を目前にして、妖子（源師房の長女で左大臣源俊房の姉）が逝去した。そこで大嘗会御禊で村上源氏関係者の「服」と「假」とをどのようにするかについて諸卿から意見が徴された。まず大外記師遠の勘申があつたが、その中でとりあげられていた仁和四年（八八八）の事例の解釈について公卿たちの見解が分かれ、結局白河院の裁決となつた。ここで白河院は権中納言藤原宗忠の意見に賛成して「仁和例已為往古事、頗不叶今世作法」とし「強尋上古希代例、不可用歟」と指示した。このことは単なる一つの先例解釈問題についての白河院の裁決にすぎないようにみえるかもしれないが、それはそれまで数十年にわたつて次第に形成されてきていたことに、白河院が明確に公認を与えたものであつたのである。

『愚管抄』（巻三）に「寛平マデハ上古正法ノスエトオボユ。延喜・天曆ハソノスエ、中古ノハジメニテ、メダタクテシカモ又ケチカクモノナリケリ」とあり、『神皇正統記』（光孝天皇）に「光孝ヨリ上ツカタハ一向

上古也。ヨロツノ例ヲ勸モ仁和ヨリ下ツカタヲ申メル」とあつて、この『神皇正統記』の記事がそのまま新井白石の『読史余論』冒頭の九変・五変のはじめに引用されている。このことの意義については、ごく簡単な要旨を拙稿^⑤に記したので参照していただきたい。

では白河院が公認したということは、実質的には追認にすぎないものだったのだろうか。実質的にはそのとおりだったのだが、しかし見逃すことができないことがあつた。それは後述するように、先例を審議する際に原則的に延喜より前の先例は議論の対象として持ち出さない、ということがそれからはじまつたのである(「原則的に」という意味は後述する)。

この天仁元年十月十一日の白河院の指示からあと、『中右記』ではたとえば永久二年(一一一四)三月十六日条で「依為上古事近代不叶、延喜以後全無其例」、長承二年(一一三三)二月廿八日条で「件例上古雖不可叶今日」というような文言が記されるようになったのである。このように明確に先例で「上古」(延喜より前)を区別して排除する文言は、天仁元年十月より前にはみられない。

ここで『中右記』で先例の事例を列挙する際に「寛平以後」「延喜以後」「国史以後」と付記したものが散見されることをとりあげたい。ことわつておくが、この種の列挙がすべて「国史以後」などとされているというのではなく、そうでないものもあるのである。さてこのような付記は天仁元年より前からみられている。康和五年(一一〇三)正月廿六日条では「当時女御非常例寛平以後、嘉承二年(一一〇七)十二月十三日条では「帝母女御贈后例延喜以後」がある。天仁元年以後ではたとえば永久二年(一一一九)五月廿八日条に「当時皇后誕生皇子例国史以後」として中宮穩子はじめ計五例、大治五年(一一三〇)二月廿一日条の「立后例国史以後」では仁和三年に班子女王が皇后とされたことから列挙して「已上国史以後至今年、二百四十四年間、立后廿五人(下略)」と記したものの、などなど。

ただし念のため、たとえば嘉承二年七月十九日条の「帝王乍在位崩給例」では桓武天皇・仁明天皇・文徳天皇から列挙して、「国史以後」としていないものもあるのである。

ところで先例をあげるにも天皇・皇親関係の場合や特別な問題では先述の延喜以後に限るということは適用されない^⑥。天皇・皇親関係の先例なら六国史や六国史時代の史料でも使用されるはずであるのに、右にあげた「国史以後」などとされた諸事例には天皇・皇親関係のものがかなり存在するのはどういうことであろうか。

私は次のように考える。天皇・皇親関係の事項まで「国史以後」などとしたのは、事例を列挙する煩を避けるために、『中右記』の時代に入るころにはすでに一般の先例では延喜より以前のを挙げないことが普通に行われていたのを、ここで利用したのだ、と。このように考えなければ、天皇・皇后関係の先例列挙においても「国史以後」などとした理由は説明できないであろう。そして『中右記』では、天仁元年以前から前記引用のように天皇関係のものであるにもかかわらず「寛平以後」・「延喜以後」とし、天仁元年以降も「国史以後」とすることが行われたのである(延喜以後と国史以後との相違は後述する)。

次に『中右記』の記事で『小右記』の記事と比較してみるとはつきり相違することをとりあげたい。それは、『小右記』では「上古」の使用が「中古」にくらべてあきらかに多いのだが、『中右記』では逆に「上古」が極めて少なく「中古」のほうが多い、という現象である。なぜ『小右記』と『中右記』との間約五十年間にこのような逆転が生じたのだろうか。

『小右記』の「上古」の用例で目立つのは、「上古」が「近代」と相對して使われているものである。たとえば長和四年(一一一五)閏六月六日条の「上古給官府、近代不給」、寛仁元年(一一〇一)十月二日条の「上古乘輿、近代不乘」、治安元年(一一〇二)八月七日条の「近代上達

部勸孟云々、上古專不然」、治安三年十一月廿五日条の「近代以下家司被送、而依上古例差上家司被送」などで、「上古」例のほぼ四分の一ほどを占める。

それに対して『中右記』で「近代」に相對して使われているのはどのようなものであろうか。たとえば元永二年(一一一九)八月十四日条の「往昔雖有其例、近代未見此事」、長承元年(一一三二)四月廿四日条の「往年或者用夏扇例之由、新大納言雖被申、近代令不見也」などなど、『中右記』で「近代」に相對して使われているのは「往昔」「復古」「昔」などであつてその例は非常に多いが、「上古」は全くみられない。こうしてみると、『中右記』では「近代」に相對するものを「往昔」などというのに対して、『小右記』では「近代」に相對して(「往昔」などと共に)「上古」といつていたことがわかる。要するに、「昔は…今は…」という言い方で、『小右記』は「昔」を「上古」といつていたのである。では何故に『中右記』ではそれを「上古」といわないのか。いうまでもなく『中右記』の時代には「上古」といえば「中古」に對してほぼ延喜ごろより前の時代をさすようになり、もはやただの「昔」の意味ではなくなつてきていたのである。『小右記』のころはまだ無邪氣に「上古」を「昔」の意味で使つていたのであつた。だから『中右記』では「上古」と「中古」とが相對して同一文内で記されたけれども、『小右記』では「上古」と相對して使われるのは「近代」であつて、「中古」ではなかつた。(「昔」に相對するのは「今」である。『中右記』では「上古」と「中古」とを時代区分で使うことができた)。

前述の、『小右記』では「上古」が多く「中古」は少なかつたのが、『中右記』では「上古」が極めて少なく「中古」が多い、と逆転したのは、『小右記』のころまでは「上古」を漫然とただ「昔」という意味で濫用してきていたのが、『中右記』の時代には延喜ごろより前の時代をさす限定的な意味に変わつていたことに原因があつたのである。

さて次に『台記』に入ろう。『台記』も『中右記』と同様に「中古」が「上古」より多く、約二倍である。その中には久安三年(一一四七)六月十七日条で大外記師安が「上古当直史生記之、中古以来依无俸禄、史生不直(下略)」といった記事があり、「上古」と「中古以来」とを同一文中で並記しているが、このような記し方は「上古」と「中古」とが境を明確にした概念だつたからできたものである。「中古」ではたとえば久安六年正月一日条の「是已中古之例」とか仁平元年(一一五一)五月廿二日条の「中古以来無其例」、仁平二年正月五日条の「中古以往雖有此例、故白河法皇立制曰(下略)」など時代区分の範囲がかなり明確でなければ記せないことである。「上古」も同様であるが、久安六年四月廿八日条に「上古有此例云々、近代未聞」と「近代」に「上古」が對比されているのは前述の『小右記』タイプではないかといわれるかもしれない。しかしここで「上古有此例云々」と記しているのは、延喜より前の時代にこのようなことがあつた、という意味なので、『小右記』タイプではない。このことを説明するために以下『台記』では「昔」と「今」といつるとき、「近代」に相對してどのようなものを記しているかをみておこう。

前述したように『中右記』では「近代」に相對して「往昔」「昔」などを記していた。『台記』では「近代」に相對して二種類のものが使われている。一つは「旧例」・「古例」、もう一つは具体的に古い史料を記すことである。後者の例をいくつかあげると、久安二年正月七日条で「近仗可応之由、見天曆五年新嘗会九記、而不応失也、近代不応云々、尤可応敷」、久安三年三月八日条で『吏部王記』天慶四年正月十六日の記述をあげたあと「近代例亦雖有太政大臣、以左大臣為一上、古今其道一也」と記している。『台記』では後者のように具体的に史料をあげて記したものを「近代」と相對させたものが他の日記より格段に目立つが、このようなことをするのは頼長の几帳面な性格によるのであろう。このような頼長が「上古」や「中古」を厳密に使用することは当然のことであつた。

先述の久安六年四月廿八日条で「近代」に対して「上古」と記されたのは、けつして漠然と昔を意味したのではなく、ことさらに延喜より前の時代にこのようなことがあったと示すために「上古」と記したのである。

以上みてきたように『台記』の「上古」・「中古」の意味は『中右記』のもの（とくに天仁元年十月以後）と同一であつて、宮廷行事の先例では原則として延喜より前の時代のものは除外するのであつた。

前節で頼長が『台記』康治元年十二月卅日条に「去年固関・讓位并今年御禊・大嘗会等事、引勘旧記并諸家日記・代々記文等」を調査して巻軸としたとき、そこに「国史」を記していないことは先述したが、先例で「国史」と「日記」が並べて称されるものが、「日記」だけ記して「国史」を記さなかつたなどとても考えられない。

実際に『台記』で先例をとりあげた記事をみていくと、天皇・皇親関係のものは当然別として、一般の宮廷行事の先例を論ずる際には延喜より前のもの（寛平期ものは後述）は、次述の一例を除いて全くみられないのである。その一例というのは、仁平元年二月十日条に外記正縁が「申云、檢先例、天長御代九条大臣^辨為大納言之時、依病不参入間、於曹司奉行政務」と答えたというものである。しかしながらこれは、もともと「太政大臣非執政毎月給廿五日上日否」という主題を論じているうちに、議論が枝分れして派生してきた問題について外記に答申させたものなのである。このようなものを、いま問題にしている一般原則に反するものだとはいえるだろうか。

以上みてきたように『台記』では、白河院が指示した先例についての原則（「延喜天曆以後例」を用いるべきであつて「仁和之例」のような「上古希代例」を用いてはならない）を守っているのである。そのことはその後も広く定着して、前述の『愚管抄』や『神皇正統記』さらに『読史余論』九変・五変の記事にまで記されていったのである。

おわりに

では院政期以降に固定していった「上古」と「中古」との境界は、延喜以降だったのかそれとも六国史の終わりだったのだろうか。本稿でいままで述べてきたことではこのことがあいまいであつた。どうせ九世紀末から十世紀初頭のことであつて、時代区分の境界としては目くじらをはたてるほどのことではないといわれるであろうし、実際そのとおりなのだ、それはそれとして一言しておきたいことがあるのである。

問題の「上古」と「中古」との区別を述べているのは、(7)『中右記』天仁元年十月十一日条の白河院の指示、(4)『愚管抄』(巻三)の記事、(6)『神皇正統記』(光孝天皇)の記事、の三つである。左にそれぞれの境界説明を要約しておこう(以下、(7)・(4)・(6)とよぶことにする)。

(7) 白河院の指示 「中古」は延喜・天曆時代以後、「上古」は少なくとも仁和四年を含む。

(4) 『愚管抄』 「上古」は寛平まで、延喜・天曆時代は「上古」の末で「中古」のはじめ。

(6) 『神皇正統記』 「上古」は光孝天皇(の崩)から以前、「中古」は(光孝天皇の)仁和年間より後(寛平年間から後)。

この三つを並べてみたとき、(7)と(4)とは先例を議論する際にとりあげる先例の時期範囲をどの線で区切るかという基準によつてゐる。だから境界線にこだわらざるをえない。それに対して(4)は筆者の抱く時代観に基づくもので、先例審議のような立場は全くない。したがつて時代の境というものが延喜・天曆という幅のあるものになるのは当然であろう。(4)の筆者は僧界にある慈円であり、(7)は先例の解釈について決断を下した白河院の言葉を書いたものであつた。(6)は、時代が降つて政治状況がかなり変わった中ではあるが大納言にまでなつた北畠親房がもつていた

イメージであつて、彼がこのような時代区分の由来を調べるためにどれだけの資料があつただろうか。

このようにみてくると、境界が延喜以後か六国史の終りかという問題は、先例審議の対象としてとりあげるべき事例の時期範囲のくいちがいということなのだが、しかしそこで時期範囲を定めるにはそれなりの説得力がある根拠をもたなければ、議論に耐えられないであろう。ではその根拠とは何だったのだろうか。六国史が終つてからというのはただ正史という史料が得られなくなるという、単なる資料上のことである。その六国史が終つたということに、なんらか先例として質的な相違が生じた原因があつたのだろうか。その原因というのは、もう一つの延喜・天曆以後ということではなかつたのか。とすれば、両者はなにも相違はないことになる。『小右記』長元年間に「国史」が急増して「可勘国史・日記」と記され、『中右記』の先例列挙で「国史以後」と記されたのも、利用する史料で手早く表現できた便法といつても差支えないものがあつたのではなからうか。なお『台記』では、久安三年（一一四七）六月十七日条で「蔵人所別当可付殿上簡」ということが寛平遺誠にみえるがその実施例がどうも史料上で確認できず、結局「古者雖有遺誠、不従用歟」とあいまいにされている。また久安六年四月十四日条などで寛平九年（八九七）正月七日宣旨が参考として出されているが、頼長は六国史と延喜との間の寛平期も採りあげてはいたようである。しかしそのような先例には関係なく、広く一般にはたとえ歌論のように時代の画期を認めるイメージが定着しつゝあつたのである。

では(7)にせよ(1)にせよ、延喜以降といわずに(7)では「延喜天曆以後例」、(1)では「延喜・天曆ハソノスエ、中古ノハジメニテ」と、ともに延喜天曆といったのだろうか。このとき『中右記』に見逃すことができないう記事がある。それは長承二年（一一三三）二月廿八日条で、大外記信俊の勘申で延喜九年（九〇九）の事例があげられたことについて、「件例

上古雖不可叶今日、被^レ」とあることである。延喜九年の事例を「上古」のもので現今ではとりあげられないものであるが、といっているのである。では延喜のいつごろが先例の境界とされていたのか。私はいまのところそのことを明示する史料をみつけないので今後の課題として保留しなければならぬ。延喜九年といえは四月四日に藤原時平が他界した年なのだが。

「上古」と「中古」との境界が、六国史の終りか、延喜以後かという問題は、以上のように考えられる。だからそのような表面上の相違がとりたてて問題とされることなく、「上古」と「中古」との境界が十世紀初頭ごろに固定されたまま江戸時代に入つていたのであつた。『御伽草子』説話の冒頭に記された「中ごろ」・「中昔」は、「上古」と「中古」との境界ということが広く一般に定着していたことを示している。

註

(1) 『大日本史』で藤原伊通をとりあげ、その贊に「藤原伊通は、博識・宏覧の名を聞かざれども、其の開陳する所は、皆時宜に合す。詩賦を黜けて実学に務め、見る所、甚だ卓し。中世以来、直言極諫を詔求するも皆虚文たり。而して伊通の言ふ所、乃ち能く此の如きは、蓋し学を為むるの方を知れり」（読み下し文は『日本思想大系 近世史論集』一四三頁による）とある。

(2) 長元四年七月十七日・廿三日条の相撲召合坎日の記事については山本佳奈「相撲儀礼の転換―相撲「節会」から相撲「召合」へ―」（『九州史学』一五六号 二〇一〇年）を参照。同論文は宇多天皇の時代に、それまで「相撲節会」と並んで存在していた別個の儀礼である「召合」が、「相撲節会」から「召合」に転換し、以後年中行事としての「召合」の儀式が確立した、と論ずる。本文であげた『小右記』長

元四年七月の二つの「延喜以後」の文言は、ともに「召合」が坎日に行われた例は延喜以後にはないという意味だが(山本論文三六頁)、このことをともに「延喜以後」としたのは何故であろうか。宇多天皇が転換を行ったのなら「寛平以後」が適当であろうが、保留とせざるをえない。

八月十七日条のものは駒牽の饗の座についてのものので「^所可見延喜以後局日記」と記されている。これは「延喜以後」ということが饗の座とどのようにつながっているのか分からないので、これも保留とする。

(3) 中国大陸では古くから文字によって歴史を知ることができたので、歴史を三区区分して上代・中代・近代とか上世・中世・近世また上古・中古・近古などが使われることがあった。がそれは固定した時代をさすものではなく、いつになっても三区区分するもので、西欧の三分法とは質的に異なるものである。三区分法については山田英雄「日本における時代区分観の変遷—平安時代まで—」(『史学雑誌』六一編—二号 一九五四年)を参照されたい。

(4) 拙著『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会 一九七二年)第一編第二章第二節。

(5) 拙稿「軍人勅諭の「なかつよ」と「ちゆうせい」」(『日本歴史』七五一号 二〇一〇年—二月号研究余録)。

(6) 本文では「天皇・皇親関係の場合や特別な問題では」と記したが、このようなものが一般の先例原則と区別された根拠がどのようなものかは、今後の課題である。『兵範記』や『山槐記』に「大内儀」「非大内儀」「准大臣」や「内裏儀」「似内裏儀」というのが散見され、その一つ『兵範記』仁安二年九月廿八日条に「不被仰廢朝事、大内外無其例敷、雖大内、又依指勅定也」とあり、このように「大内外」「雖大内」と区別しているのは右述の問題に関係があるのではなからうかと思うが、今後の課題である。

(7) 「中古」が延喜・天曆時代以降を意味するということはその後も固く守られて江戸時代を迎えるころまでに至ったのであるが、「上古」は時として漠然と「昔」を意味して使われたこともまみられた。やはり日本古来の「中ごろ」が大陸伝来用語で「中古」と記されたことから、「中ごろ」という観念は動かなかつたのであろう。日本では「中ごろ」より前を意味する特定の用語はなく、漠然と「むかし」というだけだったが、大陸伝来用語で(「中古」に対して)「上古」という用語が「中古」(「中ごろ」)より前を意味する語として使われるとともに、かつてのように漠然と「昔」を意味した『小右記』やそれ以前の用法がときおり顔を見せることもあつたのであろう。

大学院演習『小右記』講読担当者一覧①

演習日	担当条	担当者
一九九八年		
四月一七日	長徳二年六月九日条	岡井真央人
四月二四日	長徳二年六月一〇日・一三日条	石原 智則
五月 一日	長徳二年六月一四日・一七日条	田中 基羊
五月 八日	長徳二年六月二五日・二九日条	二村 伸治
五月二一日	長徳二年七月二〇日・二四日条	田中 基羊
五月二八日	長徳二年七月二七日・二九日条	二村 伸治
六月二日	長徳二年閏七月九日・八月二日・五日・七日条	田中 基羊
六月一九日	長徳二年八月九日条	二村 伸治
七月 三日	長徳二年八月一六日・一七日条	田中 基羊
七月一〇日	長徳二年九月四日条	二村 伸治
七月二四日	長徳二年九月九日・一〇日・一七日	田中 基羊
七月三一日	長徳二年九月一八日・一九日・三〇日条	二村 伸治